

愛南町自治基本条例の一部改正(案)

1. 条例改正の趣旨

愛南町自治基本条例第9条第2項では「満20歳未満の青少年及び子ども」と表現している規定がありますが、現行の民法では18歳から成年とされているため、民法第4条の規定に合わせ「満18歳未満の青少年及び子ども」に改正します。

2. 条文改正の該当箇所<抜粋>

【現行】

(住民の権利)

第9条 住民は、行政情報を知る権利、行政サービスを等しく受ける権利及び町政に参画し、意見を述べる権利を有します。

- 2 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有します。



【改正(案)】

(住民の権利)

第9条 住民は、行政情報を知る権利、行政サービスを等しく受ける権利及び町政に参画し、意見を述べる権利を有します。

- 2 満18歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有します。